



報道関係者 各位

平成 29 年 4 月 20 日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 高橋 拓

雇用環境改善・均等推進指導官 大貫文子

(電話) 028-633-2795 (FAX) 028-637-5998

「子育てサポート企業」としてハイビック株式会社を認定 ～県内のくるみん認定企業 22社に！～

栃木労働局（局長 しろかね としき 白兼 俊貴）では、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として、平成 29 年 4 月 17 日に **ハイビック株式会社**（小山市、代表取締役 浅原 秀則）を認定しました。

これで、県内のくるみん認定企業は、**計 22社**になりました。



認定マーク（☆部分は、認定を受けた回数を表しています。）

くるみん認定通知書交付式（撮影可）

日時：平成 29 年 4 月 25 日（火） 11：30 より

場所：栃木労働局 局長室（宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎 4 階）

☆ 当日の取材をお願いします。

ハイビック株式会社の取組

行動計画期間

平成 27 年 3 月 1 日～平成 29 年 3 月 10 日

取組内容

- ①保育園に入所できない場合等の理由による**育児休業の延長期間**を「1歳6か月に達するまで」から、育児・介護休業法を上回る「**3歳に達するまで**」に拡充した。
- ②出産・育児・介護によりやむを得ず退職する従業員に対する**再雇用制度（キャリアリターン制度）**を導入した。



<参考資料>

参考1 次世代育成支援対策推進法（抄）

参考2 次世代法に基づく認定企業名一覧（栃木労働局管内）

参考3 一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定 プラチナくるみん認定を目指しましょう！！！！

参考4 くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準・認定マークが改正されます

※平成29年4月1日から、認定基準に法定時間外労働時間等の基準が追加されるなどの改正があり、平成29年4月1日以降の申請から適用されます。なお、ハイビック(株)については、平成29年3月31日以前の申請のため、改正前の旧基準が適用されています。

参考5 「働きやすい企業」のマークに注目！！